

下関市低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領

下関市低入札価格調査実施要領（平成21年9月14日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(調査基準価格の設定)</p> <p>第3条 対象工事の契約を締結しようとする場合で、当該申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当するかどうかの調査を行う基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は次のとおりとし、その算定方法は、調査基準価格算定調書(様式第1号)によるものとする。</p> <p>(1) 土木系工事</p> <p>予定価格の算出基礎となった当該工事の設計金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額(以下「工事価格」という。)の「直接工事費の10/10+共通仮設費の<u>9</u>/10+現場管理費の9/10+一般管理費等の<u>7</u>/10」(各費目毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下切捨て)を合計)を次の①から③のとおり切り上げた価格とする。</p> <p>① 1,000万円以上の場合には10万円未満を切り上げた価格とする。</p> <p>② 100万円以上1,000万円未満の場合には1万円未満を切り上げた価格とする。</p> <p>③ 100万円未満の場合には千円未満を切り上げた価格とする。</p>	<p>(調査基準価格の設定)</p> <p>第3条 対象工事の契約を締結しようとする場合で、当該申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当するかどうかの調査を行う基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は次のとおりとし、その算定方法は、調査基準価格算定調書(様式第1号)によるものとする。</p> <p>(1) 土木系工事</p> <p>予定価格の算出基礎となった当該工事の設計金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額(以下「工事価格」という。)の「直接工事費の10/10+共通仮設費の<u>10</u>/10+現場管理費の9/10+一般管理費等の<u>7.5</u>/10」(各費目毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下切捨て)を合計)を次の①から③のとおり切り上げた価格とする。</p> <p>① 1,000万円以上の場合には10万円未満を切り上げた価格とする。</p> <p>② 100万円以上1,000万円未満の場合には1万円未満を切り上げた価格とする。</p> <p>③ 100万円未満の場合には千円未満を切り上げた価格とする。</p>

(2) 営繕系工事

工事価格の「直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の9/10+一般管理費等の7/10」(各費目毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下切捨て)を合計)を前号の①から③のとおりに切り上げた価格とする。

営繕系工事において直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、以下によるものとする。

ア イを除く営繕系工事

直接工事費に10分の1を乗じた額(小数点以下切捨て)

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

直接工事費に10分の2を乗じた額(小数点以下切捨て)

(2) 営繕系工事

工事価格の「直接工事費の10/10+共通仮設費の10/10+現場管理費の9/10+一般管理費等の7.5/10」(各費目毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下切捨て)を合計)を前号の①から③のとおりに切り上げた価格とする。

営繕系工事において直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、以下によるものとする。

ア イを除く営繕系工事

直接工事費に10分の1を乗じた額(小数点以下切捨て)

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

直接工事費に10分の2を乗じた額(小数点以下切捨て)

様式第1号

調査基準価格算定調書

1. 工事名 _____ 工事

2. 工事価格 円

3. 予定価格 円

4. 設計金額 円

5. 調査基準価格算出

(1) 土木系工事

①直接工事費 (円) の 10/10 (小数点以下切捨て)	円
②共通仮設費 (円) の 9/10 (小数点以下切捨て)	円
③現場管理費 (円) の 9/10 (小数点以下切捨て)	円
④一般管理費 (円) の 7/10 (小数点以下切捨て)	円
調査基準価格 ①+②+③+④ ※下記(i)から(iii)のとおり切り上げる	円

(2) 営繕系工事

① (直接工事費 (ア) - 現場管理費相当額 (イ)) の 10/10 (小数点以下切捨て)	円
ア直接工事費	円
イ現場管理費相当額 第3条(2)ア該当 アの 1/10 (小数点以下切捨て) 第3条(2)イ該当 アの 2/10 (小数点以下切捨て)	円
②共通仮設費 (円) の 9/10 (小数点以下切捨て)	円
③ (現場管理費 (ア) + 現場管理費相当額 (イ)) の 9/10 (小数点以下切捨て)	円
ア現場管理費	円
イ現場管理費相当額 (①イの額)	円
④一般管理費 (円) の 7/10 (小数点以下切捨て)	円
調査基準価格 ①+②+③+④ ※下記(i)から(iii)のとおり切り上げる	円

※ (i) 1,000万円以上の場合には10万円未満を切り上げた価格

(ii) 100万円以上1,000万円未満の場合には1万円未満を切り上げた価格

(iii) 100万円未満の場合には千円未満を切り上げた価格

6. 失格基準額 (調査価格の98%、千円未満切捨て、特殊な機械設備・特殊な電気設備・解体工事には不適用) 円

様式第1号

調査基準価格算定調書

1. 工事名 _____ 工事

2. 工事価格 円

3. 予定価格 円

4. 設計金額 円

5. 調査基準価格算出

(1) 土木系工事

①直接工事費 (円) の 10/10 (小数点以下切捨て)	円
②共通仮設費 (円) の 10/10 (小数点以下切捨て)	円
③現場管理費 (円) の 9/10 (小数点以下切捨て)	円
④一般管理費 (円) の 7.5/10 (小数点以下切捨て)	円
調査基準価格 ①+②+③+④ ※下記(i)から(iii)のとおり切り上げる	円

(2) 営繕系工事

① (直接工事費 (ア) - 現場管理費相当額 (イ)) の 10/10 (小数点以下切捨て)	円
ア直接工事費	円
イ現場管理費相当額 第3条(2)ア該当 アの 1/10 (小数点以下切捨て) 第3条(2)イ該当 アの 2/10 (小数点以下切捨て)	円
②共通仮設費 (円) の 10/10 (小数点以下切捨て)	円
③ (現場管理費 (ア) + 現場管理費相当額 (イ)) の 9/10 (小数点以下切捨て)	円
ア現場管理費	円
イ現場管理費相当額 (①イの額)	円
④一般管理費 (円) の 7.5/10 (小数点以下切捨て)	円
調査基準価格 ①+②+③+④ ※下記(i)から(iii)のとおり切り上げる	円

※ (i) 1,000万円以上の場合には10万円未満を切り上げた価格

(ii) 100万円以上1,000万円未満の場合には1万円未満を切り上げた価格

(iii) 100万円未満の場合には千円未満を切り上げた価格

6. 失格基準額 (調査価格の98%、千円未満切捨て、特殊な機械設備・特殊な電気設備・解体工事には不適用) 円

附 則

この要領は、令和8年5月1日から施行し、改正後の下関市低入札価格調査実施要領の規定は、同日以後に公告又は通知を行うものから適用する。